令和４年３月 24 日

岩手県保健福祉部医療政策室

個別接種促進のための支援策
時間外・休日の医療従事者派遣事業 ｝に関するＱ＆Ａ

１　共通事項

Ｑ１　国の支援メニューと県の支援メニューとの対応関係はどのようになっているか。

Ａ１　県の事業は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して行うもので、新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び職域接種における支援策について（令和３年６月 18 日付け事務連絡。https://www.mhlw.go.jp/content/000795202.pdf）の５ページ目の図を基にすると、下記のとおり対応しています。

国支援メニュー	県支援メニュー（事業名）
個別接種促進のための追加支援策	個別接種促進交付金
①「診療所」における接種回数の底上げ	１　接種回数底上げ事業
②接種施設数の増加	２　接種施設数増加協力事業
	接種時間外等派遣事業費補助金
③「病院」における接種体制の強化	３　特別接種体制確保事業
集団接種体制の強化支援策	
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	４　医療従事者派遣事業

Ｑ２　対象となる「診療所」と「病院」の定義はどのようになっているか。

Ａ２　医療法第１条の５の規定によります。

【参考】

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

第一条の五　この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

２　この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

Ｑ３　１週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのかお示し願う。

Ａ３　日曜日から土曜日で算定することとされています。

Ｑ４　３月の算定期間の最終日は、31 日になるのか、それとも 31 日が属する週の土曜日（４月２日）になるのか。

Ａ４　令和４年３月 31 日までです。

Ｑ５　５月 10 日の週（５月９日）から３月 31 日までに計４週間以上の実績があれば要件を満たすと考えてよいか。

Ａ５　５月 10 日の週から７月末まで、８月・９月、10 月・11 月、12・１月、２・３月のそれぞれの期間において、要件を満たす週が４週間以上ある場合に当該機関の実績が支援の対象となります。

例えば、７月末までの期間は４週間の要件を満たしたものの、８月・９月の期間は４週間に満たなかった場合は、７月末までの期間は支援の対象ですが、８月・９月の期間は支援の対象となりません。

２　個別接種促進交付金

（１）共通事項

Ｑ１　職域接種において、どのような内容が交付金支給対象となるのか。

Ａ１　以下の①又は②において、接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受けた場合に対象となります。

①　中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種

②　文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種

Ｑ２　介護老人保健施設、特別養護老人ホームの入所者等の接種は接種回数として参入してよいか。

Ａ２　介護老人保健施設、特別養護老人ホームの入所者、通所者、従事者に対する接種回数を参入して差し支えありません。

Ｑ３　医療機関として医療法上の開設の手続きを行っている介護老人保健施設又は特別養護老人ホームにおいて、入所者等へ接種している場合に交付金支給対象機関となるのか。

Ａ３　医療機関として医療法上の開設の手続きを行っている場合に介護老人保健施設の番号で申請することについては差支えありません。

（２）接種回数底上げ事業【診療所】

Ｑ１　週 100 回以上の接種を行った週が４週以上ある場合に達成となり加算されますが、４週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるか。

Ａ１　対象となりません。

Ｑ２　高齢者以外の方に接種した実績も加算対象としてもよいか。

Ａ２　対象となります。

Ｑ３　診療所や病院での接種実績には、予診のみとなった場合も含めてよいか。

Ａ３　当該事業は、接種回数に対する財政支援のため、予診のみの場合は実績には含めないでください。（接種対策負担金の時間外・休日加算とは取扱が異なります。）

Ｑ４　診療所において週 100 回以上行った場合の支援について、要件を満たした場合、その週の１回目接種から対象となるのか（101 回目からが対象ではないことの確認）。

Ａ４　お見込みのとおりです。

Ｑ５　対象期間内に週 150 回接種を４週間、週 100 回接種を４週間それぞれ実施した場合は、それぞれが対象となるか。

Ａ５　それぞれが 3,000 円／回及び 2,000 円／回の対象となります。

Ｑ６　対象期間内に週 150 回以上接種を５週間、週 100 回以上接種を３週間実施した実績を実績報告書に入力すると、週 100 回以上接種した週が４週間に満たないと判定され、当該 100 回以上接種した週が対象外とされてしまうが、週 150 回以上接種した週のうち任意の週の回数区分を週 100 回以上に修正して良いか。

Ａ６　差し支えありません。なお、週 150 回以上接種した週を週 100 回以上接種した取扱いとする週とするか否か及びどの週を週 100 回以上接種した取扱いとする週とするかは、医療機関の判断になります。

Ｑ７　要件とされる「４週間」は、連続した「４週間」である必要があるか。

Ａ７　「４週間」は、連続している必要はなく、期間内で４週間あれば対象となります。

（３）接種施設数増加協力事業【診療所・病院】

Ｑ１　50回／１日を計算するにあたって、深夜12時を越えて接種した日があった場合は、どのように計算すればいいか。

Ａ１　１日の考え方は、０時から 24 時までで、仮に 24 時を跨いで連続した接種を行った場合は、24 時以前の日付の分として計算してください。

３　接種時間外等派遣事業費補助金

（１）特別接種体制確保事業【病院】

Ｑ１　病院が特別な接種体制を確保した場合に医師等１人１時間あたり一定額の支援が受けられるが、「看護師等」の等には、受付等の会場運営に係る事務職員も対象となるか。

Ａ１　５の「医療従事者派遣事業」とは異なり、この事業は、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方であれば、事務職員も対象となります。ただし、対象となる日は、50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が、７月末までに４週間以上ある場合の条件を達成した週に属する 50 回以上／日の接種を行った日の業務に限ります。

Ｑ２　Ｑ１への回答の内容を満たす場合、50 回以上の接種を行った週に属する日で、50 回未満の接種を行った日に接種に当たった医師等の勤務時間については、支援の対象となるか。

Ａ２　50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が、７月末までに４週間以上ある場合の条件を達成した週に属する 50 回以上／日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。

Ｑ３　特別な接種体制とはどういったものか。

Ａ３　単に、コロナワクチン接種業務を行うだけでは「特別な接種体制」には該当しません。コロナワクチン接種のために平時とは異なって専従の体制を取っている場合は特別の体制であるとされています。例えば、新たにコロナワクチン接種のために雇用した、既存人員の配置換えをしてコロナワクチン接種専従にした、休診時間や休日の医師、看護師等に出勤してもらう体制にしたなどが該当しますので、申請書などに具体的な体制や時間などの内容を記載してください。

　なお、特別な体制を組んで巡回診療として 50 回以上の接種を行った場合も、病院における接種体制の強化になると考えられます。

Ｑ４　「１時間当たり」とあるが、休憩時間を含めてよいのか。

Ａ４　休憩時間は含みません。

Ｑ５　実績報告書（様式２）「（特別体制）医師の延べ時間」について、医師の時間が 2.5 時間であった場合、入力する数値は切上げでしょうか、切捨てでしょうか、それともそのままの数値を入力すれば良いですか。

Ａ５　日曜から土曜を足し上げた週計の段階で１時間未満（分）について切り捨てることとされていますので、各実施日の時間数についてはそのままの数値を記入してください。なお、１時間未満の数値の入力については、１時間単位の小数（「分」を「60」で除す。）としてください。

　例）１時間 30 分 → １時間＋30/60 時間、50 分 → 50/60 時間）

Ｑ６　当病院（Ａ病院）は、ワクチン接種のための特別な人員を確保し、他の病院（Ｂ病院）において個別接種を実施している。全ての交付要件を満たしていると仮定した場合、支援を受けることができるのは当院（Ａ病院）か、他の病院（Ｂ病院）か。

Ａ６　特別な体制を構築して個別接種を行っているのは他の病院（Ｂ病院）であるため、他の病院（Ｂ病院）となります。

（２）医療従事者派遣事業

Ｑ１　市町村又は県が設置する集団接種会場への医療従事者の派遣は、補助の対象となるか。

Ａ１　いずれも対象となります。この事業は、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域において、都道府県の判断のもとに行われる派遣が対象とされています。県では、県内全市町村に対する派遣が必要とし、市町村又は県が設置する高齢者向け又は一般向けの集団接種会場等への医療従事者の派遣を補助の対象としています。

Ｑ２　県が設置する大規模接種会場へ医療従事者を派遣するため、本来の診療時間を休診とした場合ついても支援の対象となるか。

Ａ２　休診について予め表示した上で、医療従事者を集団接種会場に派遣した場合は、時間外として補助の対象となり得ます。

Ｑ３　医師、看護師等を派遣する場合、どのような経費が補助対象となるか。

Ａ３　派遣元医療機関が負担する派遣された医師、看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に伴い勤務時間や業務内容などに影響を受ける職員の基本給や手当等も対象経費となり得ます。

Ｑ４　歯科医師を派遣する場合は、補助の上限額はいくらか。

Ａ４　歯科医師１人１時間あたり 2,760 円が補助の上限額になります。

Ｑ５　対象となる「看護師等」には、どのような職種が対象に含まれるのか。

Ａ５　看護師のほか、「等」にはワクチン接種を行う准看護師、歯科医師が含まれます。ずれの職種も１人１時間あたり 2,760 円が補助の上限額になります。

Ｑ６　「１時間あたり」には、移動時間や休憩時間を含めてよいか。

Ａ６　ワクチン接種業務として経過観察や薬剤充填を行う時間は対象となり得ますが、移動時間や休憩時間は対象時間とはなりません。そのため、様式では派遣した時間のほか、休憩時間を記載していただくこととしています。

Ｑ７　従事した時間が時間 25 分であった場合の補助の上限額はどのようになるか。

また、同日に３名の医師を派遣し、各人が２時間 25 分従事した場合の補助上限額はどのようになるか。

Ａ７　従事した時間が 25 分であった場合、医師の場合は 7,550 円／時間×25 分／60 時間（3,145 円（円未満切り捨て））が補助上限額となります。

また、お示ししている１時間あたり単価は派遣された者ごとの上限ですので、医師３

人の場合はそれぞれ 7,550 円／時間×145／60 時間＝18,245 円（円未満切り捨て）×３人＝54,735 円が補助上限額となります。

Ｑ８　総事業費、対象経費の実支出額、補助基準額と補助金所要額の関係はどうなっているか。

Ａ８　総事業費は、前の質問に対する回答のとおり、対象経費となる費用の合計額です。この事業費補助金においては、対象経費の実支出額は、原則として総事業費と同額になります。

また、本補助金を充当する経費と、他の補助金を充当する経費が重複しないように、それぞれの使途を切り分けて整理するようにしてください。（それぞれの使途を切り分けて整理するようにしている場合（切り分けて整理していない場合に比し、総事業費が少なくなる場合）、例えば市町村から支払われる協力金を本事業の補助金から（寄付金その他収入額として）差し引く必要はありません）。

補助基準額は交付する補助金額の上限の算出に用いる額で、時間外・休日に医師を派遣した場合は１時間あたり 7,550 円、看護師等を派遣した場合は１時間あたり 2,760 円により算出されます。

この①補助基準額と②総事業費から寄付金その他収入額を減じた額と③対象経費の実支出額とを比較し、最も少ない額の 1,000 円未満を切り捨てた額が補助金所要額となります。